

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年4月16日

照会部署名 城東年金事務所厚生年金適用調査課

照会担当者 (厚生年金適用調査課長) 竹中 聰司

連絡先

メールアドレス

業務実施部署の長の確認 宮田

(案件)

(受付番号) No. 2010-521	全国健康保険協会大阪支部より要請された照会 事案について
------------------------	---------------------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

全国健康保険協会より、「新規適用後に労務不能により傷病手当金を請求される事例が数多く発生しており、事業実態の存在や標準報酬月額の妥当性、適用の適否について事業所調査をしてほしい。」との依頼があり、当事務所で事業所調査を実施したが、その回答の際に賃金台帳、源泉徴収簿、法人名義の通帳、定款等の書類写しを提供してもよいか。

(回答)

全国健康保険協会（以下、協会という。）から依頼のあった事業所調査については、国の認可後、事業所調査を行い、調査結果を同協会に報告することと取扱っているところです。

協会への個人情報の提供については、健康保険法第51条の2（情報の提供等）及び健康保険法施行規則第2条の6第1号～第6号を根拠条文として、「日本年金機構個人情報提供ガイドライン」により、提供事務の手続き及び提供範囲等が定められ、日本年金機構法第38条の規定及び個人情報保護管理規定に基づき実施されています。

また、健康保険法第199条の2より、厚生労働大臣と協会の連携が規定され、同法第205条の3第2項には、「厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づく協会が管掌する健康保険の事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報

交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。」と規定され、健康保険の事業を運営する上で、機構と協会との関係の重要性を定めています。

したがって、協会が健康保険事業を適正かつ円滑に行うために必要な情報収集として提供依頼があり、情報の提供対象者の提供するべき情報の範囲を考慮した上、健康保険法第198条に基づき提出を命じた「書類（賃金台帳等）の写し」を提供することは、差しつかえないものと考えます。（事前に、協会と事業所調査にかかる調査内容及び調査方法等について綿密な打合せが必要になります。）

ただし、事業主から任意に提出を受けた書類については、必ず事業主に協会へ当該書類を提供することの同意を得た上で、提供することとしてください。

回答日	平成22年11月12日
回答部署名	厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者	(一般) 高橋 勝
連絡先	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----